

平成 27 年度 事業計画

(平成 27 年 6 月 1 日から平成 28 年 5 月 31 日まで)

公益法人として会員のための以下の事業を推進し、県土の均衡ある発展に寄与します。

1 定時総会及び理事会の開催

- (1) 事業計画・予算及び運営に関する事項を決定し報告を行います。
- (2) 都市計画事業に精励し協会運営に功績のあった会員及び役職員を表彰します。

2 都市計画事業に関する情報の収集および提供

- (1) 岐阜県及び会員である市町との連携を図り、都市計画事業に関する情報収集・提供に努めます。
- (2) 「協会だより」「まちづくりだより」の発行や CM 放送によるまちづくり情報の提供や保留地処分の PR に努めます。
- (3) 岐阜県統合型 GIS による土地区画整理事業データベースや事業マップの更新を行います。
- (4) まちづくりに関するアンケート等により住民ニーズを把握するとともに住民協働のまちづくりを推進します。
- (5) 組合事業の立ち上げから事業完了までの記録を収集し事業の歴史を取りまとめます。

3 都市計画事業に関する研修及び講習会の開催

- (1) 都市計画事業の技術と知識の向上を図る研修会、勉強会を開催します。
- (2) 先進地におけるまちづくりの事例等の視察研修会を開催しまちづくり知識の向上を図ります。
- (3) 土地区画整理事業設立準備地区の地権者を対象とした先進地の視察研修を行います。
- (4) 児童から高齢者までを対象に「出前講座」を開催することで、地域の歴史や環境、まちづくりの意義等を学ぶ場を提供します。
- (5) 技術力向上に向け研修会、講習会への参加支援を行います。

4 都市計画事業の普及および啓発

- (1) 未整備地区のまちづくり将来像の明確化を図り、普及・啓発の方針を策定します。
- (2) 関係市町と連携した説明会や個人説明会等を開催し、住民の意識向上と合意形成に努めます。
- (3) まちづくり経験者の知識や過去のまちづくりの経験を活かし、まちづくりリーダー育成に努めます。
- (4) まちづくり協議会、準備委員会等の規則策定や設立及び運営による事業普及に努めます。
- (5) まちづくりアドバイザー制度を活用した相談や講演、現場パトロール等による事業の普及啓発を推進します。

5 都市計画事業に関する調査、研究及び発注者支援

- (1) まちづくりの現状把握と問題整理を行い、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための調査・研究を行います。
- (2) 用地買収が不可能な地籍混乱地区での地籍整備型土地区画整理事業や、街路整備に伴う周辺地区の土地活用問題に対応する沿道整備街路事業など、新たな事業を推進します。
- (3) 事業実施が困難な地区の現状把握と評価分析に基づく調査、研究を行います。
- (4) 有効な土地の利活用を行うために、研究会や保留地購入者へのアンケート等を実施し、地区の付加価値を高めるような調査・研究を行います。
- (5) 行政と連携し都市の空き家の現状把握と空き家を活用したまちづくりの研究を行います。
- (6) まちづくり合意形成に向けた住民説明会、個人説明会や積算、施工監理、組合事務運営などトータル的な発注者支援を行います。
- (7) 災害発生時にニーズに適合した復旧支援ができるよう、調査・研究を行います。